

北本市いじめの防止等のための基本的な方針

平成31年4月1日

北本市・北本市教育委員会

目次

はじめに	1
第1 北本市いじめ防止基本方針の策定	1
1 策定の目的	1
2 用語の定義	1
3 いじめ防止等のための対策の基本理念	2
第2 いじめ防止等のための対策に関する事項	2
1 いじめ防止等のために北本市が実施する施策	2
(1) 北本市いじめ問題対策連絡協議会の組織と役割	2
(2) 北本市教育委員会の調査組織の設置	2
(3) 北本市が実施する施策	3
2 いじめの防止等のために北本市立小・中学校が実施する施策	4
(1) 北本市立小・中学校いじめ防止基本方針の策定	4
(2) 北本市立小・中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	6
(3) 北本市立小・中学校におけるいじめの防止等に関する措置	6
3 重大事態への対処	11
(1) 重大事態への対処の流れ	11
(2) 北本市教育委員会又は北本市立小・中学校による調査	12
(3) 調査結果の報告を受けた北本市長による再調査及び措置	15
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	16

はじめに

現代の学校教育における様々な課題の中で、いじめの問題は、重大な問題であり、学校はその解決に向けて最大限の努力をしなければならない。学校教育の中でいじめに対し様々な取組を行ってきたが、いじめはその容態や性質を時代とともに変化させながら、厳然と存在している。特に昨今は、インターネットを介し、SNSでいじめが行われるなど、直接的に児童等を攻撃するいじめだけではなくなってきた。SNSにおけるいじめは、従来のいじめと違って、いじめの発見や解消が難しく、従来以上にきめ細かい指導と観察が必要である。

ある一定の人間関係が存在する中では、いじめの問題は避けて通ることができない、人間の本質にかかわる問題である。いじめの問題の解消にあたっては、人間尊重の精神を育み、一人一人を大切にするという人権教育を基盤とした教育を推進していく必要がある。いじめによる自殺など、痛ましい事件がなくなる中、学校、家庭、地域、その他の関係者は、一体となっていじめの問題の解決に向けて、不断の努力を継続していかなければならない。

いじめの問題の解決にあたって、国はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を制定した。埼玉県では、これを受け、埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針（以下「埼玉県いじめ防止基本方針」という。）を制定し、児童等の尊厳を保持する目的の下、実行的ないじめ対策を総合的かつ効果的に推進している。

北本市教育委員会では、法や埼玉県いじめ防止基本方針を受け、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進し、いじめの問題に対応するために、「北本市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「北本市いじめ防止基本方針」という。）」を定めるものとする。

第1 北本市いじめ防止基本方針の策定

1 策定の目的

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

学校を含めた社会における市民的な課題であるいじめ問題の克服に向けて、児童等の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、市及び関係機関の連携のもと、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、法第12条の規定に基づき、本市におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）の基本的な方針を示すものとして、北本市いじめ防止基本方針を定める。なお、北本市いじめ防止基本方針の策定にあたっては、文部科学大臣の定めたいじめの防止等のための基本的な方針を参酌（法第12条）するとともに、本市の実情を踏まえたものとする。

2 用語の定義

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 「学校」とは、北本市立学校設置及び管理条例（昭和41年北本市条例第3号）にあげる小学校及び中学校をいう。

(3) 「児童等」とは、前項の学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(4) 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(5) 「関係機関」とは、いじめ防止等に関する市以外の行政機関をいう。

(6) 「重大事態」とは、次のことをいう。

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号）

イ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第2号）

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、学校、地域、市及び関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

(1) いじめが全ての児童等に関する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができるよう、そして学校の内外を問わず地域社会全体でいじめが起こりにくい社会が築かれるよう、市民総がかりで未然防止に努める。

(2) いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

(3) いじめは決して許されないこと、どの学校でも、どの児童等にも起こり得ること、いじめが児童等の心身に重大な影響を及ぼすこと、といういじめの基本的な性質をよく理解し、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために北本市が実施する施策

(1) 北本市いじめ問題対策連絡協議会の組織と役割

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者によるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

市は、いじめの問題に係る関係機関の意思疎通を図り、情報を共有するために法第14条の規定に基づき、「北本市いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること

イ 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること

ウ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

(2) 北本市教育委員会の調査組織の設置

北本市教育委員会は、いじめの防止等の対策を実効的に行うため、「北本市いじめ問題調査委員会」

(以下「調査委員会」という。)を設置する。

また、調査委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図る。

調査委員会は、学校における法第28条に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合、調査を行うものとする。

(3) 北本市が実施する施策

ア いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずる。

- ・小学校へのさわやか相談員の派遣
- ・中学校さわやか相談員の活用
- ・スクールソーシャルワーカーの活用
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・北本市立教育センターの活用

イ 児童等や保護者からいじめに関する通報及び相談を受けるための体制を整備するとともに相談窓口等の周知を図る。

- ・北本市立教育センターによる電話やメール相談等の充実
- ・さわやか相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの取組の周知
- ・埼玉県の相談窓口の周知
- ・その他関係機関のいじめ相談窓口の周知

ウ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質・能力の向上を図る。特にいじめの認知が法の趣旨に則って適切に行われ、早期に対応されるよう、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう働きかける。

- ・生徒指導主任会議の開催
- ・学校カウンセリング研修の積極的な周知、参加依頼
- ・南部地区生徒指導主任研究協議会への指導主事の派遣
- ・スクールカウンセラーによる校内研修等の実施
- ・スクールソーシャルワーカーが参加するケース会議等の実施
- ・教師用指導資料の配布
- ・県教育委員会作成の教師用指導資料の活用、促進

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応を推進する。

- ・ネットいじめを含む情報モラルに関する資料等の学校への指導・助言
- ・関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動の実施
- ・人権教育推進委員会等におけるインターネットを通じて行われる人権侵害等の情報提供、研修の充実

オ いじめの防止や自殺予防等のための対策の調査研究等を行う。

- ・文部科学省、埼玉県教育委員会、及び外的機関からの情報収集
- ・学校等からの情報収集、調査結果の分析

カ 複数校にまたがるいじめに対する、学校相互の連携協力体制の整備を図る。

- ・市内の小・中学校間の連携・協力の促進
- ・市外の小・中学校間の連携・協力の促進及び該当市町村教育委員会への協力依頼。

- キ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
 - ・教師用指導資料やチェックリストの配布
 - ・いじめに関する事項を含むアンケート等の実施依頼
 - ・アンケート結果による、当該児童生徒への面談、保護者への聞き取り、経過報告の依頼
 - ・児童等が主体的に考え、体験的に学べる、実効性のある取組等の情報提供
- ク 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築を行う。
 - ・放課後子ども教室等への見守り依頼など、組織的に連携・協働する体制の整備
- ケ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う活動の充実を図る。
 - ・北本市教育研究会を活用した道徳教育の充実
 - ・学校の教育活動における体験活動の充実
- コ 豊かな人権感覚を育み、自他の人権を守るための実践力を身に付ける人権教育を推進する。
 - ・人権教育推進委員会を活用した人権教育の充実
 - ・いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権作文や人権メッセージの作成の促進
- サ 学校が保護者に対して、いじめの防止等を働きかけ、学校と保護者の協力体制の強化のために必要な措置を行う。
 - ・教育委員会等が作成・配布した保護者向け啓発資料の配布依頼
- シ 11月を「いじめ撲滅強調月間」に設定し、いじめを許さない気運を醸成する。
 - ・いじめ撲滅強調月間における学校の校内指導体制の見直し、児童生徒の主体的な活動の促進
- ス 5月の大型連休明け、9月の夏休み明け等、学校の長期休業明けの児童等の自殺防止のための情報提供等を行う。
- セ 関係機関との連携を密にすることによりいじめ問題の早期対応を図る。
 - ・北本市健全育成連絡協議会による小・中・高、鴻巣警察署、中央児童相談所、市PTA連合会、北本市民生委員・児童委員協議会との連携
 - ・学校警察連絡協議会による鴻巣警察署と学校の連携
 - ・埼玉県警主催の少年非行防止教室等の実施についての周知
- ソ 学校評価等において、法第34条を踏まえるよう学校に指導・助言を行う。
 - ・学校評価等実施上の留意事項等の周知

2 いじめ防止等のために北本市立小・中学校が実施する施策

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(1) 北本市立小・中学校いじめ防止基本方針の策定

学校は国のいじめ防止基本方針、埼玉県いじめ防止基本方針、北本市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「北本市立学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下、学校いじめ防止基本方針）という。」として、各学校の実情に応じて定める。学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、いじめの早期発見の取組、いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めるこ

とが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童等及びその保護者に対し、児童等が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者の立ち直り支援につながる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意する。

ア 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

イ 学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

ウ いじめの加害児童等に対する成長支援の観点から、加害児童等が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

エ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校の教職員が行う学校評価等で点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込んでおく必要がある。

オ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

カ 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。

キ 児童等や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。

ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を月に1回実施する。いじめにつながると判断される記述があった場合は、すぐに該当児童等と面談を行い、内容を確認する。事案によっては、保護者に連絡し、いじめに対して対処を行う。必要に応じて、北本市教育委員会に報告する。

ケ 11月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童等を主体とした取組を11月にも位置付けるよう努める。

コ 5月の大型連休明け、9月の夏休み明け等、学校の長期休業明けの児童等の自殺防止のために、自殺等が心配される児童等には個別に声掛けを行うなど、対応に努める。

サ 重大事態への対処については、埼玉県いじめ防止基本方針及び北本市いじめ防止基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)

シ 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童等をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

ス 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童等、保護者、関

係機関等に説明する。

(2) 北本市立小・中学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、その学校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「北本市立学校いじめ問題対策委員会」（以下「学校いじめ問題対策委員会」という。）を設置する。この組織は、いじめの問題に対して、学校として組織的に対応するとともに、必要に応じてさわやか相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加することにより、心理や福祉の専門家としての意見を踏まえて、より実効的に対処することができる。

学校いじめ問題対策委員会は、その学校の生徒指導部会を母体とし、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中からその学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や教科担当、部活動の顧問等も加えることができるものとする。

また、学校いじめ問題対策委員会はその学校で策定した学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

学校いじめ問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、北本市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、北本市教育委員会により学校における調査が困難と判断された場合には、北本市教育委員会の調査委員会による調査を行うものとし、学校はその調査に協力する。

さらに、学校いじめ問題対策委員会では、その学校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

学校いじめ問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ・学校いじめ防止基本方針に係る取組の評価及び本方針の見直し
- ・年間指導計画の作成及び計画の実行、検証、修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割及び情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の対応及びいじめと認められる事案への対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) 北本市立小・中学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、北本市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの児童等にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童等がお互いの気持ちを理解し合い、ルールやマナーを守って授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

- ・児童等の悩みを親身になって受け止め、児童等の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ・どの学校やどの学級にも深刻ないじめ問題が発生し得るという危機意識を持って当たる。
- ・いじめられている児童等を守り通すことを最優先に指導・支援することを念頭に置いて対応に当たる。

また、いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、次のようなものがある。

- ・教師の不用意な一言がいじめの発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的にいじめの発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず、いじめの土壌を温存させている場合

教師として、「いじめを許さない」態度を毅然として示すことで、学校や学級内におけるいじめを許容する土壌を払拭することができる。また、教師は児童等を注意深く観察し、いじめの兆候がないか、常に確認をすることが大切である。

(イ) 学級づくり

児童等は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要である。学級を担任する教師は、よりよい学級づくりが、いじめを未然に防ぐ大きな役割を果たすことを認識し、よりよい学級経営を行えるよう努める必要がある。

- ・児童等が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
(児童等の気持ちを共感的に受け止める。児童等の居場所をつくる。児童等を見守る。ユニバーサルデザインの視点を学級経営に生かし、だれもが生活しやすい学級をつくる。等)
- ・児童等に意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
(分かる楽しさを与える。自分のよさを認める。学級に対する所属感を高める。等)
- ・児童等が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ・児童会活動、生徒会活動など児童等が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

また、教師は、LGBTや外国籍の児童等など、差別や偏見を受けやすい児童等はいじめの被害者になりやすいことを認識し、学級全体が多様性を認める雰囲気や醸成するように指導を行う。

(ウ) 学習指導

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

学習指導にあたっては、特に、発達障害に対する理解を教師が持っていることが重要である。発達障害がある児童等は、いじめの加害者や被害者になりやすい傾向がある。教師がその障害に応じた対処を行うことで、いじめの未然防止につながることもある。教師は、日常の児童等をつぶさに観察し、特別支援教育担当教諭と連携を取りながら、児童生徒理解に努めることで、いじめの未然防止につながるという意識をもつことが重要である。

- ・「わかる授業」を推進する。見通しや振り返りを必ず行い、1単位時間をとおして、「何が

できるようになるか」を明確にする。

- ・ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点を積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、保護者同士の親密な関係が重要である。

- ・学級規模で保護者同士のネットワークづくりを工夫する。
- ・いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合う。
- ・「親の学習」（県発行の資料）や保護者会を通して、いじめの防止等のための保護者の役割について、啓発を図る。啓発にあたっては、いじめを正しく認識し、学校のいじめ防止対策に協力を得られるよう、具体的、実効的な啓発を行うよう努める。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童等がインターネット上でいじめを行ったり、いじめを受けたりしないよう情報モラルの育成を図る。

- ・インターネット問題について児童等向け講演会を毎年度実施する。講演会では、県教育委員会が配布した資料等、具体的な資料を活用する。また、携帯電話会社やSNS運営会社から講師の派遣を受けるなど、体験型でいじめの防止に実効性がある講演会とするように努める。
- ・児童等の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット啓発講演会を実施する。
- ・一度インターネット上に掲載された記述や画像については、記述や画像が容易にコピーされ、半永久的にインターネット上に残ること、また、インターネット上に掲載された記述や画像は、第三者が閲覧可能であることによって、新たないじめを生む可能性があること等の、インターネットの特性を保護者や児童等に理解させるよう努める。

(カ) 部活動におけるいじめの防止

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。一方で、学級よりも人間関係が濃密になりやすい傾向にあり、いじめが発生しやすいという特徴がある。学校は部活動におけるいじめを防止するため、部活動内における生徒の様子に注意する必要がある。

- ・顧問は部活動に参加している生徒との信頼関係を大切にし、いじめについてすぐに相談できる雰囲気を作るよう努める。
- ・選手起用や役割分担等で生徒が不公平感を抱き、人間関係が悪化することがないように、部活動の指導にあたっては、教育的配慮を行う。
- ・顧問が一方的に指導するのではなく、生徒からの意見を聴取する機会を日常的に設ける。
- ・外部指導者を活用している場合、学校は外部指導者との連携を密にし、いじめについての情報を共有する。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童等の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童等が示す変化や危険信号を

見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

(ア) 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用する。

(イ) 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

(ウ) インターネットやSNSにおけるいじめに対応するため、児童等からの情報収集に努める。

ウ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ問題対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を記録しておく必要がある。

学校いじめ問題対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に当該いじめに対する対応方針を決定し、被害児童等を徹底して守るとともに、加害児童等に対して、当該児童等の心の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で組織的に指導する。

加えて、いじめられた児童等の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せず相手側を傷付け、すぐに加害者が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応によるいじめへの対処も可能である。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている児童等への指導

いじめの内容や関係する児童等について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことや被害を受けた児童等の気持ちを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめている児童等が悩みを抱えている結果、いじめを行った場合は、その悩みを共感的に受け止め、解決を図る。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童等への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる児童等への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめをはやし立てることが、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童等への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

いじめを周囲で見ていることにより、精神的ショックを受けた場合は、該当児童等の心のケ

アに努める。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図ることによって、いじめを許さない資質・能力を育てる。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の児童等が関わるいじめに関する対応

学校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童等が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。被害児童等と一定の人間関係にある加害児童等が、他市町村の学校に在籍している場合は、加害児童等が在籍している学校及び所管教育委員会と連携を図りながら対応する。

(キ) インターネット等でのいじめへの対応

学校は、パソコンや携帯電話、スマートフォン等によりインターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて市その他の関係機関等の協力や援助を求める。

(ク) 部活動におけるいじめへの対応

学校は、部活動内でいじめが発生した場合は、該当部活動の顧問にいじめの指導を任せるとなく、学校いじめ問題対策委員会等において、組織的に対応する。

(ケ) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、北本市教育委員会又は学校いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ・被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を守り通し、その安全・安心を確保するよう努めなければならない。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支

援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童等や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

北本市教育委員会及び学校は、調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。

ウ 重大事態が発生した場合、学校は北本市教育委員会を通じて北本市長（以下「市長」という。）へ事態発生について報告する。

エ 学校は、学校いじめ問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童等や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童等や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った学校いじめ問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童等及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

ク 上記エの調査結果は、教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 北本市教育委員会又は北本市立小・中学校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童等の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童等が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、北本市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童等や保護者からあったときは、その時点で北本市教育委員会又は学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は北本市教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに北本市教育委員会に報告し、学校が主体となっ

て調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童等又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと北本市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、北本市教育委員会の調査委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、北本市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、いじめ問題対策委員会を母体とし、調査を行う。調査にあたっては、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

学校が調査の主体となる際には、北本市教育委員会の調査委員会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校は、北本市教育委員会の調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いじめを受けた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童等から可能な限り聴き取った上で、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童等の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童等の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

・いじめを受けた児童等からの聴き取りが不可能な場合

児童等の入院や死亡など、いじめを受けた児童等からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童等の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資す

る観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童等を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童等が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ・調査を行う組織については、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、各種団体からの推薦等による参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・学校が調査を行う場合においては、北本市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童等の尊厳の保持や、児童等の自殺は連鎖（後追い）の危険性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童等が深く傷付き、学校全体の児童等や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童等や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとと

もに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して説明する。また、適時・適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童等又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、学校が調査を行う際、北本市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(3) 調査結果の報告を受けた北本市長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

ア 再調査

法第30条の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

この調査は、市長が設置した附属機関等が行う。

再調査についても学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び北本市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、市長が設置した附属機関等において、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

北本市教育委員会は、連絡協議会において毎年度、北本市いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、北本市いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、学校のいじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況について確認し、必要に応じて指導・助言を行う。